

## 加古川市住民異動届等に関する事務取扱要領

平成 25 年 11 月 29 日

市民課長決定

### (趣旨)

**第 1 条** 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 4 章又は第 4 章の 3 の規定による届出（以下「異動届」という。）及び法第 8 条に規定する住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）に関する事務の取扱いについては、法、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「政令」という。）、住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）、加古川市住民異動届等の届出及び証明書等の交付申請の本人確認に関する事務取扱要領（平成 17 年 10 月 1 日市民課長決定。以下「本人確認要領」という。）、加古川市住民実態調査等実施要綱（平成 25 年 9 月 26 日市民部長決定。以下「実態調査要綱」という。）及び加古川市住民実態調査等事務取扱要領（平成 25 年 9 月 26 日市民課長決定）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (住民異動届の様式)

**第 2 条** 法第 27 条第 1 項に規定する書面の様式は、住民異動届（様式第 1 号）とする。ただし、郵送による転出届にあっては、この限りでない。

### (方書の記載)

**第 3 条** アパート、マンション、社宅、寮その他の集合住宅の居住者に係る住所については、地番までの記載ではその住所が明らかでない場合（当該地番に係る土地上の一棟又は複数棟の建物の中に、各世帯が独立して生活を営むことのできる居室（外部から施錠できる出入口及び専用の郵便受けを有するものをいい、炊事場、便所、風呂場等の諸設備の一部を有しないものを含む。）が複数存する場合をいう。）には、アパート等の名称及び居室の番号まで記載するものとする。ただし、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームその他の社会福祉施設にあっては、その名称は記載しないものとする。

### (虚偽のおそれのある異動届に係る職権調査の事前申出)

**第 4 条** 市長は、住民から次に掲げる旨の申出があった場合において、その理由が相当と認められるときは、当該申出に係る異動届の審査において実態調査要綱第 2 条第 1 号に該当する場合における同条の規定による実態調査その他の方法により居住の実態を把握するよう必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 自己又は自己と同一の世帯に属する者の住民票について本人又はその法定代理人以外の者から虚偽の異動届がなされるおそれがある旨
- (2) 特定の第三者の住民票について自己と同一の住所又は同一の世帯とする虚偽の異動届がなされるおそれがある旨

- 2 前項に規定する申出は、職権調査・職権回復等申出書（様式第2号）により行うものとする。この場合における本人確認の方法は、本人確認要領第3条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による措置の期間（以下「措置期間」という。）は、その申出の日から起算して6ヶ月間（当該申出者が、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等通知）第6-10の規定によるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護に係る支援措置の対象者である場合は、1年間）とする。
- 4 措置期間の満了日後も引き続き第1項に規定する措置を希望する者は、措置期間の満了日までの期間が14日未満となった場合には、再度、第1項の規定による申出をすることができる。この場合における措置期間は、従前の措置期間の満了日の翌日から起算するものとする。

#### （職権回復等の申出）

**第5条** 市長は、住民から次に掲げる旨の申出があったときは、実態調査要綱第2条第1号に該当する場合における同条の規定による実態調査その他の方法により事実を把握し、必要と認めるときは職権により住民票の記載等を行うものとする。

- (1) 自己又は自己と同一の世帯に属する者の住民票について、本人以外の者から虚偽の異動届がなされたことを知った旨
- (2) 第三者の住民票について、自己と同一の住所又は同一の世帯とする虚偽の異動届がなされたことを知った旨
- (3) 自己又は自己と同一の世帯に属する者の住民票について、誤記又は記載漏れがあることを知った旨（前2号に掲げる旨を除く。）

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する申出に準用する。

#### （出生届の提出に至らない子に係る住民票の記載の申出）

**第6条** 民法（明治29年法律第89号）第772条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく出生届の提出に至らない子がある場合において、当該子に係る認知調停手続、親子関係不存在確認の調停手続その他の外形的に子の身分関係を確定させるための手続が進められているときは、本人又は母その他の法定代理人の申出に基づき、市長は、職権で当該子に係る住民票の記載を行うものとする。

- 2 前項に規定する申出は、出生届の提出に至らない子に係る住民票記載申出書（様式第3号）により行うものとする。この場合における本人確認の方法は、本人確認要領第3条第1項及び第2項の規定を準用する。

#### （住民票コード変更請求書の様式）

**第7条** 法第30条の3第2項に規定する変更請求書の様式は、住民票コード変更請求書（様式第4号）とする。

(通称の記載又は削除に係る申出書の様式)

**第8条** 政令第30条の16第1項及び第3項に規定する申出書の様式は、通称記載／削除申出書(様式第5号)とする。

(旧氏の記載、変更、削除に係る請求書の様式)

**第9条** 政令第30条の14及び規則第42条に規定する請求書の様式は、旧氏記載/変更/削除請求書(様式第6号)とする。

**附 則**

この要領は、平成25年11月29日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年1月7日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年11月5日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。